

令和7年8月29日

令和8年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社海外交通・都市開発事業支援機構)

1. 令和8年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	679	162	517	319.1
うち 出 資	679	162	517	319.1
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	148	35	113	322.9
うち 国内債	148	35	113	322.9
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	827	197	630	319.8

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度末 残高(見込)	令和7年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	3,628	2,949	679	23.0
うち 出 資	3,628	2,949	679	23.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	233	85	148	174.1
うち 国内債	233	85	148	174.1
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	3,861	3,034	827	27.3

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	904	218	686
(内訳) 支援事業体への出融資	904	218	686

資金計画

(単位：億円)

区 分	令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	904	218	686
(財源) 財政投融资	827	197	630
財政融資	—	—	—
産業投資	679	162	517
政府保証	148	35	113
自己資金等	77	21	56
政府保証（5年未満）	68	16	52
その他	9	5	4

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社海外交通・都市開発事業支援機構)

<政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

海外における交通や都市開発の事業は、中長期的にはリターンが見込まれる一方で、長期にわたる整備・運営段階のリスクがあり、現地政府の影響を受けるという特性を有する。このため、民間企業のみでは参入が容易でなく、現時点では、我が国の事業者がこれらの分野で海外においてプロジェクトを運営するという実績が依然として少ない状況にある。

(株)海外交通・都市開発事業支援機構(以下「機構」という。)はこのような市場に飛び込む民間企業を後押しし、現地事業者への出資と事業参画による支援を行うことによって、我が国事業者の当該市場への参入を促進しようとするものである。

このような役割分担がなされ、機構が現地事業者に出資することから、公的金融機能として、民間では担えないリスクを負担し、プロジェクトの事業性の向上をもたらすことで、民間資金を誘発する効果が期待される。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

機構は、民業補完性を確保しつつ、民間企業と共同して、この分野の特性に対応した「出資」と「事業参画」を一体的に行うこととしている。また、補完性の原則への適合性を担保するため、個々の案件について、検討の初期段階から、民間企業のみによる出資の可能性についても確認するほか、他の公的機関との間で十分に連携し、適切な役割分担の下で支援を行うこととしている。

<有効性>

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

機構からの出資は、民間企業から支援対象事業者に対する出資等の資金供給が行われると見込まれることを条件とし、民業補完性に配慮し、機構が我が国事業者との間で最大出資者とならないこととしている。

機構による資金拠出を通じて、民間からの資金供給を促し民間事業者が主体的に事業運営を実施すること、また投資事業先の収益を、道路事業等における利用者料金や都市開発事業における賃料等として受益者が負担することで、租税負担の抑制が図られている。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業

投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

機構の収入源としては、中長期における収益が見込まれる交通事業や都市開発事業からの配当収入及び出資持分の売却収入等を想定しており、収益可能性・償還可能性を有すると見込まれる。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和6年度は、90.6%の運用残率となった。令和5年度決算の多額の損失計上を踏まえて、国土交通省に設置された「海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）の役割、在り方、経営改善策等に関する有識者委員会」の検証の結果が出るまで、新規支援決定を見合わせたことによる。また、令和7年3月に開催された同有識者委員会のフォローアップ会合において、同有識者委員会の最終報告を踏まえた経営改善策について、すぐに措置できないものを除き、着実に必要な措置が実施されていることが確認された。また、令和7年度においても引き続き措置が必要な事項については、適切に対応していく。これを踏まえ、令和8年度の要求においては、事業者等からの実需に即した要求としている。

（参考：過去3か年の財政投融資の運用残額）

	4年度	5年度	6年度
運用残額	539 億円	575 億円	838 億円
運用残率	46.1 %	52.9 %	90.6 %

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項

該当なし。

産業投資について

(機関名：株式会社海外交通・都市開発事業支援機構)

(事業名：海外の交通・都市開発事業への出資)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

機構は、海外の交通や都市開発の事業に対し、民間企業と共同して現地事業体へ出資を行うことにより、これら分野の特性に対応したリスクマネーを供給するとともに、支援対象事業における収益性、採算性を確保するため、出資者として事業参画を行うこととしている。

(2) 必要とする金額の考え方

機構による支援対象事業体への出資に必要な額として、令和8年度においては679億円を要求している。

(3) 見込まれる収益

機構の収入源としては、中長期的に収益性が見込める交通や都市開発の事業からの配当収入及び出資持分の売却収入等を想定しており、収益可能性を有すると見込まれる。令和6年度の黒字事業は24事業あり、9事業から配当を受領しており、配当受領済み案件は増加傾向。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

インフラ海外展開については、民間企業の経営判断を前提としつつ、国としても後押しをすることとしている。この方針にふさわしい推進体制として、機構からの出資は、民間企業から支援対象事業体に対する出資等の資金供給が行われると見込まれることを条件とし、民業補完性に配慮し、機構が我が国事業者との間で最大出資者とならないこととする(ただし、機構が我が国事業者との間で最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りではない。)。令和6年度までの実績として、民間企業からの出融資額は約6,079億円と、民間資金の動員に寄与している。

2. リスク管理体制

イ 機構からの出資に当たっては、個別案件毎に(1)民間との共同出資、(2)客観的な調査、(3)機構に設けられる海外交通・都市開発事業委員会(以下、「委員会」という)による支援決定、(4)国による認可等を行うことにより、個々のプロジェクトの長期における収益性の確保に万全を期すこととしている。

ロ 将来の収益性低下のリスクを軽減するため、国別・セクター別・通貨別等でその残高を管理し、投資収支の評価を行うこととしている。また、ポートフォリオの残

高（国別・セクター別）については毎月、ポートフォリオの残高（通貨別）については毎四半期、ポートフォリオの投資収支については毎年、代表取締役社長・代表取締役専務・専務取締役等幹部、取締役会及び委員会に報告する。

ポートフォリオ管理にあたっては、令和 6 年度に策定した経営改善策・改善計画に基づき、適切なリスクマネジメントのため、投資上限割合を設定している。

- ハ 投資対象事業の進捗状況や経営・財務状況を把握するため、客観的・定量的な指標に基づくモニタリング基準を設定し、モニタリングを実施した上で、毎月、代表取締役社長・代表取締役専務・専務取締役等幹部に報告している。また、特に注視が必要な案件については委員会に報告している。加えて、モニタリングの実施にあたっては、パートナーとの定例報告会や現地出張等を通じ、継続的に情報を把握することに努めると共に、建設関係全般や環境社会配慮に係るレビュー及び助言を目的とする建設管理ユニットを設ける等、モニタリング体制の拡充を実施している。

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社海外交通・都市開発事業支援機構)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証国内債

令和 8 年度に資金調達の可能性のある海外交通・都市開発事業に対し、支援に向けた調整を円滑に行うため、政府保証（政府保証国内債 148 億円）を要求するもの。

なお、以下の 3 つの要素を勘案すると、機構における政府保証の活用は、政府保証債に係る 4 類型における類型 iv ②に該当するといえる。交通や都市開発の分野では、中長期的にはリターンが見込まれる一方で、長期にわたる整備・運営段階のリスクがあり、現地政府の影響を受けるといった特性があり、これに適切に対応することが、我が国企業の参画に当たっての課題となっている。機構は、このような課題に対応するために、この分野の特性に対応した「出資」と「事業参画」を一体的に行うものであるため、審査基準 (1) の「長期資金の必要性」が認められる。

交通や都市開発の事業においては、大型案件が相手国側の事業環境等によって急遽動き出すケースがあることから、このような案件に機動的に対応する必要がある。この資金調達を行うに当たり、政府保証の付与がなければ、審査基準 (2) の「リスクプレミアムが加味されて資金調達コストが高くなり、政策目的の達成に多大な支障をきたすこと」が見込まれる。政府保証の付与により、このような場合における機構の資金調達（社債発行）が円滑化し、審査基準 (3) の「財務レバレッジを拡大できる効果」が見込まれる。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証国内債

機構による支援対象事業体への出資に必要な額として、令和 8 年度においては 148 億円を要求している。

< 5 年未満の政府保証について >

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証借入金

為替や資材価格高騰の影響により、当初の想定よりも現地事業体への出資等に関する額が上振れすることで、産業投資と自己資金では賅いきれない場合に、一時的に必要となるつなぎ資金の財源として、政府保証借入を想定している。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証借入金

令和 8 年度に想定されている現地事業体への出資等に必要な額を基に、為替変動等を勘案しつつ、必要な要求額としている。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社海外交通・都市開発事業支援機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」に盛り込まれた事項に関する要求内容

機構に関する令和8年度財政投融资要求は、「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」を踏まえ、行うものである。

(参考1) 経済財政運営と改革の基本方針 2025

～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～

(令和7年6月13日閣議決定)

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

(省略)

(1) GXの推進

2050年カーボンニュートラルの目標を堅持し、その実現に向けて、「GX2040ビジョン」、「エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」を踏まえ、分野別投資戦略に基づき、官民協調による10年間で150兆円超のGX関連投資を推進する。

(省略)

(2) DXの推進

(省略)

(AI・半導体)

(省略)

次世代半導体の量産に向け出資等を実施する。設備投資の支援やインフラ整備によるサプライチェーンの強靱化、設計開発の支援や高度人材の育成に取り組む。先端半導体の設計・製造から、サーバーの組立て・運用、ソブリンAIの開発・利用に至るエコシステムを国内に構築する。AIや先端半導体の実装先となるロボットについて、2025年度中に、実装拡大・競争力強化に関する戦略を策定する。

(省略)

(6) 海外活力の取り込み

(省略)

(貿易・投資の拡大)

スタートアップを含む日本企業の海外展開を政府一体で支援するため、2030年に45兆円の受注額を目指す「インフラシステム海外展開戦略2030」を推進する。在外公館を活用した官民連携、公的金融の支援機能及び貿易保険のリスク対応能力を強化する。グローバル・サウスとの連携を強化するため、総理・閣僚によるトップセールス、GX、DX、健康医療、防災、まちづくり、水循環等の分野

におけるプロジェクトの実証支援に取り組む
(省略)

(参考2) 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版
(令和7年6月13日閣議決定)
(省略)

Ⅲ. 投資立国の実現

2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。

このためには、国内経済で回り始めた賃上げと投資の循環の動きをより強固なものにするために、海外市場とこうした循環を結び付けることによって、グローバル市場で稼ぐ力を強化していくことが重要である。

(省略)

2. 新たな勝ち筋となる分野での研究開発・輸出の後押し

(省略)

(6) 対外経済連携・海外ビジネス展開の推進

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け様々な場で提起・推進するとともに具体的な取組を進める。CPTPP、RCEP 等の経済連携協定、新規の EPA や投資協定交渉の推進を通じ、自由で公正な経済秩序を維持・強化する。多国間の枠組みにおいても、WTO 体制の強化において中心的な役割を果たす。

プロセスの迅速化や新しい国際協力の推進を含め、様々な形で政府開発援助 (ODA) を拡充し、ヘルスケアなど新たな分野も含め、日本の強みを戦略的に提案していく「オファー型協力」に基づく具体的な案件の形成を推進することで、開発途上国の課題解決とともに、日本企業による投資や輸出拡大につなげていく。

在外公館の経済広域担当官や外部アドバイザー等を活用したネットワーキングイベントやセミナーの開催を通じ、特に中堅・中小企業の海外展開や食品産業の海外展開などにおいて、現地で頼れる地場のパートナー企業と連携することを促進する。こうした日本企業の投資、輸出拡大、海外展開等を推進するに当たり、開発課題への民間資金動員や日本企業との協力を進める国連開発計画 (UNDP) のような国際機関との連携を更に強化する。

「インフラシステム海外展開戦略 2030」に基づき、引き続き官民の連携を強化し、2030 年における海外でのインフラシステム受注額 45 兆円の目標達成に向けて同戦略を着実に実施する。

海外においては、JICA 法改正による新たな制度等を活用し、各国の社会課題解決に資するインパクト投資を推進するとともに、国際協力銀行の機能を活用した支援を推進する。

(省略)

3. GX・DX の着実な推進

エネルギーの安定供給を大前提に、2050 年カーボンニュートラル等の国際公約と、経済成長・産業競争力強化を共に実現していく GX を着実に推進する。同時に、DX の着実な推進により、AI・デジタル技術等がもたらすゲームチェンジ・産業構造転換の主導権を確保する。その際、高い信頼性が求められる分野での我が国のものづくりの強み等をいかした対応を検討する。

(1) GX

我が国の固有事情を踏まえ、S+3E の原則の下、あらゆる選択肢を追求していくことを大前提に、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく。特に、DX や GX の進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を国際的に遜色ない価格で確保できるかが我が国の産業競争力に直結する状況であり、再エネや原子力などの脱炭素電源を最大限活用していく。こうした考え方の下で本年 2 月に閣議決定した「GX2040 ビジョン」、「第 7 次エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」を一体的に遂行しながら、政策の具体化を進め、エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素の同時実現を目指す取組を加速していく。

また、市場のライフサイクル全体で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済 (サーキュラー

エコノミー）への移行を産官学で連携して進める。

(省略)

(2) DX

(省略)

②半導体投資

半導体は、高性能化・低消費電力化により、高度・高速・省電力での計算が可能となる。2030年度までの7年間で10兆円以上の公的支援を行う「AI・半導体産業基盤強化フレーム」も活用しつつ、投資支援を確実に実施する。

我が国のスピード感ある支援策や、充実した半導体関連サプライチェーンは国内外から評価され、我が国への積極的な投資意欲を高めている。先端半導体の安定供給確保のための国内生産拠点整備支援を通じて投資判断を後押しし、支援を行った拠点での生産も進める。

ラピダス株式会社の次世代半導体設計・製造拠点では、パイロットラインの立ち上げが開始された。更なる製造技術の高度化や独自の搬送システム、生産管理システムの開発を進める。また、改正した情報処理の促進に関する法律の規定に基づき、次世代半導体の量産に取り組もうとする事業者に、出資等の金融支援を講じる。

加えて、次世代半導体等の利活用促進に向けた半導体設計開発支援や、次世代半導体の高度化に資する装置・素材などの周辺技術開発支援、それらを担う高度人材育成なども実施する。

従来型半導体・先端電子部品及びその製造装置・部素材等の安定供給確保も、経済安全保障上の重要性は極めて高く、国内生産拠点整備支援を行うことで、半導体製造業者による投資判断を後押しする。

加えて、工業用水や道路等の必要なインフラ整備と製造現場等に必要な半導体人材育成を加速する。

これらを通じて、2030年に国内で半導体を生産する企業の合計売上高（半導体関連）の15兆円超え、2030年に国内で先端電子部品を生産する企業の合計売上高の3兆円超えを実現させる。

(省略)

4. 経済安全保障等の投資の強化

我が国の産業・技術基盤の維持発展の観点も踏まえ、経済安全保障等の投資を強化する。

①経済安全保障政策の推進

経済・技術面での大国間競争の激化が産業・技術基盤の困り込みを加速させている状況を踏まえ、我が国の自律性と不可欠性を高める経済安全保障政策を一層推進するために、産業バリューチェーンの強靱化や技術優位性強化と社会実装を通じた課題解決、技術流出対策等の取組を進めるとともに、官民が連携し脅威・リスクを分析する経済インテリジェンス機能の強化を図る。また、国際環境と技術革新の地殻変動を機会と捉え、経済安全保障推進法の抜本的見直しを含めたあらゆる施策を講じていく。

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社海外交通・都市開発事業支援機構）

1. 各府省庁の政策評価の結果

機構は、平成 26 年度以降、海外の交通や都市開発の事業に対し、民間企業と共同して現地事業体へ出資を行うことにより、これら分野の特性に対応したリスクマネーを供給するとともに、支援対象事業における収益性、採算性を確保するため、出資者として事業参画を実施している。その結果、令和 6 年度までの実績として、民間企業からの出融資額は約 6,079 億円と、民間資金の動員に寄与している。

国土交通省が令和 7 年 8 月 26 日に公表した令和 6 年度政策チェックアップ評価書においては、上記の機構の取組を含む国土交通分野における国際協力、連携等の推進について、「目標超過達成」と評価している。

2. 政策評価結果の要求への反映状況

機構は、令和 8 年度も引き続き、海外の交通や都市開発の事業に対するリスクマネーの供給や出資者としての事業参画を着実に進め、国土交通分野における国際協力、連携等を推進すべく、新たな投資決定や、既に投資決定を行った案件の事業支援を行っていく。

6 年度決算に対する評価

(機関名：株式会社海外交通・都市開発事業支援機構)

1. 決算についての総合的な評価

機構は、平成 26 年 10 月 20 日の設立以降、会社としての経営及び運営の基盤を整備し確立するとともに、民間企業から持ち込まれた多くの案件について、精力的に関係者との調整をすすめ、デューデリジェンスを実施し、政策的意義、収益性等の支援基準を踏まえつつ、案件の組成に努めた結果、令和 7 年 3 月末時点で 44 事業について支援決定に係る国土交通大臣の認可を得た。また、今後の支援対象事業の組成のため、様々な取り組みを実施した。

こうしたことから、令和 6 年度は経常利益 35 億 85 百万円を計上し、繰越利益剰余金は△918 億 99 百万円となった。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○資産	流動資産	203,395 百万円
	固定資産	6,639 百万円
	繰延資産	174 百万円
	計	210,208 百万円
○負債	流動負債	621 百万円
	固定負債	8,996 百万円
	計	9,617 百万円
○純資産	資本金	142,323 百万円
	資本剰余金	142,323 百万円
	利益剰余金	△91,899 百万円
	評価・換算差額等	7,846 百万円
	計	200,591 百万円

(2) 費用・収益の状況

○費用	営業費用	4,110 百万円
	営業外費用	219 百万円
	計	4,329 百万円
○収益	営業収益	7,891 百万円
	営業外収益	23 百万円
	計	7,914 百万円
	経常利益	3,585 百万円